

令和 7 年度 茨城県介護支援専門員 専門研修Ⅱ・（実務経験者）更新研修Ⅱ 実施について

〈受付期限〉 令和 7 年 7 月 7 日（月）必着

＊簡易書留またはレターパック（レターパックライトも可）にて
郵送されたもののみ受付。

＊当日必着。受付期間外のものについては一切受け付け致しません。

〈研修期間〉 令和 7 年 7 月 24 日（木）～11 月 12 日（水）

（動画配信予定日）

※証の更新に必要な更新研修を修了し更新手続きをしない場合は、証が失効するため、介護支援専門員として就業することはできなくなります。

※各自が自己責任において茨城県長寿福祉課と実施機関のホームページ等をこまめに確認し、計画的に必要な研修を受講してください。

※令和 6 年度より、改正されたガイドラインに基づき新カリキュラムに沿った研修に変わりました。「適切なケアマネジメント手法」の考え方を導入した研修となっています。

「適切なケアマネジメント手法」については、事前に各自で学習してください。

〈問い合わせ〉 9 時～17 時（土・日・祝日を除く）

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918

セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 3 階（茨城県総合福祉会館）

電話 029-243-6261

FAX 029-243-6264

メール ibarakicare1@carrot.ocn.ne.jp

令和 7 年度茨城県介護支援専門員 専門研修Ⅱ・(実務経験者)更新研修Ⅱ 実施要項

1. 研修の目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会(茨城県知事指定研修実施機関)

3. 受講対象者

次の研修の要件に該当し、かつ受講するコースの全日程を受講できる茨城県に登録している者

(1) 専門研修課程Ⅱ

現に介護支援専門員として実務に就いており、申し込み時点で実務経験が通算して3年以上である者で次のいずれかの者

- ① 実務研修修了後実務に就き5年を経過していない者で専門Ⅰ(更新56時間)を修了している者
- ② 実務経験者向けの更新が2回目以上で前回の研修(専門Ⅱ・更新研修32時間)から3年以上経過している者
- ③ 前回再研修又は実務未経験者向け更新研修で更新しその後専門Ⅰ(更新56時間)を修了している者

※実務経験年数は、介護支援専門員として就労した通算の期間になります。更新日から起算した実務経験期間ではありません。

※国の要綱において、「一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい」とされているため、前回受講から5年程度の期間をあけることが望ましい。

(2) (実務経験者) 更新研修Ⅱ (有効期間が概ね令和8年12月末までに満了する者)

有効期間満了日を概ね1年以内に迎える者で、現在の介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事していた者または現在従事している者。

※有効期間が令和8年12月末までの方は今回の研修を受講してください。

合わせて8ページの研修受講フローチャートにて、確認してください。

※「介護支援専門員としての実務」とは、次の事業所等において、介護支援専門員として介護サービス計画の作成を行うことを指します。(施設の短期入所生活(療養)介護計画書は介護支援専門員の実務としては認めません)

ア	居宅介護支援事業者(介護サービス計画を作成しない管理者含む)
イ	特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
ウ	小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
エ	介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)
オ	介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
カ	介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
キ	介護予防支援事業者
ク	地域包括支援センター(介護サービス計画を作成しない主任介護支援専門員含む) (予防サービス計画のみでも、給付・管理している者も対象)

- 実務経験の有無は、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日までの 5 年間に介護支援専門員としての実務があるかで判断します（原則、1 日でも介護支援専門員として従事した場合には、実務経験となります）。
- ただし、研修で使用する事例が提出できない等の理由がある場合、未経験者向け更新研修で更新となる場合がありますので、茨城県介護支援専門員協会までご相談ください（事前に相談がない場合、更新ができないことがあります）。
- 研修対象とならない者が当該研修を受講したことが判明した場合、研修の中止または修了証明書が無効になることがあります。

● **当面業務に就く予定のない方について**

介護支援専門員の業務に就く予定のない方については、更新研修に申し込む必要はありません。更新研修を受講しない場合、専門員証の更新ができず、有効期間経過後は介護支援専門員として業務に就くことができなくなりますが、茨城県介護支援専門員名簿の登録は残っています。介護支援専門員として再度就業するには、再研修を受講修了し、新たに専門員証の交付申請を行い、専門員証の交付を受けた後、業務に従事することができます。

4. 研修内容

9 ページ～12 ページ参照 更新研修Ⅱの内容・日程は専門研修Ⅱと同じ内容です。

5. 研修日程・実施場所

研修日程については 9 ページ参照。

1 日目は Web 学習（講義 4 時間）、2 日目以降はオンライン（講義動画視聴＋ZOOM ミーティング）でのグループ演習です。日程を第 3 希望まで記載して下さい。記載の無い場合は、こちらで決めた日程での受講になります。

参集班はセキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県水戸市千波町 1918）で行います。

6. 定員

最大 600 名

7. 受講料

1. 受講料 27,000 円（内訳：研修受講料 19,000 円、資料・テキスト代 8,000 円）

(1) 払い込み方法は、受講決定通知（7 月 10 日頃発送予定）にてお知らせいたします。

また、請求書・領収書の発行は一切行いません。入金の際に発行される「請求書兼受領書」を大切に保管してください。

なお、払い込んだ受講料は、原則理由を問わず返還できませんのでご注意ください。但し、重複して振り込んでしまった場合は、返還いたします。

返還手続きには「請求書兼受領書」等の『振込金受取書』の提出が必要になります。万一紛失してしまった場合には返還できないことがありますのでご注意ください。

(2) 受講料の納入は 7 月 22 日までをお願いいたします。期限を過ぎてからのご入金は認められませんのでご注意ください。

8. 受講申込み方法

(1) 受付期間 令和7年6月6日(金)～令和7年7月7日(月)

* 受付期間以外の受付はいたしません。

(2) 提出書類 下記の4点を提出してください。

1. 受講申込書

2. 介護支援専門員証の写し(A4用紙。証は拡大しないでください)

3. 研修修了証明書の写し

・直近に受けた更新にかかる法定研修の修了書(専門Ⅰ・更新研修 56 時間、専門Ⅱ・更新研修 32 時間、主任更新研修、再研修・更新研修(実務未経験者)のうちのいずれか)

4. 令和7年度 専門Ⅱ・更新Ⅱ研修 オンライン同意書

(3) 申し込み先

〒310-0851 茨城県水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 3 階
一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会 事務局

受付期間内に簡易書留またはレターパック(レターパックライト可)でお申し込みください

(それ以外の方法では受付いたしません)。

封筒に赤字で【専門研修Ⅱ・更新研修Ⅱ申込書在中】と記載してください。

(4) 受講者決定

① 受講班は実務経験年数や介護支援専門員証の有効期間満了日、第2・3希望班などを考慮のうえ調整いたしますのでご了承ください。

② 受講の可否については、7月10日頃に決定通知を実施主体より発送します。

7月15日を過ぎても通知が届かない場合は、当協会までご連絡ください。

9. 登録の移転及び受講地の変更について

介護支援専門員の研修制度の見直しにより、登録している都道府県で受講することとなりますが、研修カリキュラムのうち演習については、各都道府県独自の内容となることから、勤務する事業所が所在する都道府県の研修を受講することが望ましい場合があります。

茨城県登録の方で茨城県外の事業所に勤務している場合は、当該都道府県に登録の移転を申請することができます(介護保険法第69条の2)。

また、やむを得ない理由のある方については、登録している都道府県に受講地変更の手続きをすることにより、他の都道府県で研修を受講できる場合があります。

登録地の移転又は受講地の変更をご希望の方は、茨城県長寿福祉課のホームページをご覧ください。茨城県にご相談ください。

10. 決定通知後の班変更

決定通知後の班の変更は、班編成の都合上、変更できませんのでご注意ください。

ただし、ご自身の病気や3親等以内の葬儀などやむを得ない事情の場合のみ、考慮いたします。

11. 研修テキスト

テキストは『4訂介護支援専門員研修テキスト 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ(一般社団法人日本介護支援専門員協会)』を使用します。

12. 研修方法について

第1日目は講義動画を視聴するWeb学習です。インターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等が必要ですのでご準備をお願いいたします。通信料は受講者負担となりますのでご了承ください。

第2日目以降は基本的にオンラインで実施します。受講環境(安定したインターネット回線、

ヘッドセットまたは個室の確保等）を整えたうえで受講してください。スマートフォンでの受講はできません。

また、受講当日に受講環境が不安定で回線が切断される等により、受講ができない場合には、欠席扱いとしますので、バックアップのご準備をお願いいたします。

どうしてもオンライン受講が出来る環境が無い場合は参集班での受講となります。参集班受講の方であっても事前の講義動画のご視聴とホームワークは行っていただきます。

任意の ZOOM 接続テストを 2 日目のオリエンテーションの前に行います。操作に不安がある方や回線の確認をしたい方はご参加ください。

13. 事例の提出について

(1) 提出する事例について

- ・各受講者が持ち寄った事例を使用し、下記の 7 つの事例テーマでケアマネジメントの演習を行いますので、受講希望の方は事例の準備をお願いいたします。
- ・施設に勤務されている方は、施設プランを提出してください。
- ・指定された期日までに 7 つのテーマから 1 つ事例を提出いただきます。テーマは事務局で決定させていただきますので、申込書に希望するテーマの英字を記載してください。

(下記参照)

- ・現在実務に就いておらず事例が提出できない方は、受講申し込み前に事務局にお問い合わせください。
- ・提出書類に関する詳細は、受講決定通知および茨城県介護支援専門員協会ホームページでお知らせします。

<事例テーマ>

A	脳血管疾患のある方のケアマネジメント
B	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
C	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント (大腿骨頸部骨折を中心にした整形疾患について)
D	心疾患のある方のケアマネジメント (心疾患を中心とした内科的疾患について)
E	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント (誤嚥性肺炎等摂食・嚥下・栄養、口腔機能低下について)
F	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
G	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント

(2) 演習提出事例書類の様式

- ・茨城県介護支援専門員協会ホームページ「令和 7 年度茨城県介護支援専門員専門研修Ⅱ・(実務経験者) 更新研修Ⅱについて」に所定の様式を掲載します (7 月初旬予定)。様式はダウンロードし、パソコン入力で作成してください。

14. 修了証明書の交付・受講態度について

すべてのカリキュラムを修了した者には、修了証明書を交付します。

* 修了証明書の原本は、ご自身で大切に保管してください。

1 講義でも遅刻、早退、欠席等がありますと、原則として修了証明書は交付できません。

また、次の場合には研修向上委員会で協議し、受講中止や修了証明書の交付ができない場合もありますのでご注意ください。

- ・他の受講生の迷惑になる行為があった場合
- ・受講中のメールや通話があった場合
- ・受講態度が明らかに悪い場合
- ・提出書類に不正等があった場合 等

15. 遅刻・早退、欠席の取り扱い

- ・受講者でやむを得ない事由 (自身の病気、三親等以内の葬儀、葬祭など) の場合は、証明で

きる書類※医療機関を受診したことが分かる領収証（ドラッグストアの領収書は不可）や会葬礼状等を提出して下さい。

- ・原則、業務上の都合、上記以外の私事都合は、やむを得ない事情に含まれませんが、特段の事情がある場合は、事務局あてご相談願います。
- ・事由について検討の上、受講延期者となり、次年度に欠席となった科目の補講を受講するまたはレポートを提出することにより、修了証明書が発行されます。ただし、補講の受講は翌年度限りとなります。
- ・オンラインの場合、通信環境により受講ができなくなった場合も欠席扱いとなります。パソコン機器の充電やネット環境の確認やバックアップとして他の機器のご準備をお願いいたします。

16. 注意事項

- (1) 応募状況により、会場や日程が変更になる場合がありますのでご了承ください。
- (2) 災害などのやむを得ない理由により、急遽日程などが変更になることもございます。変更が生じた際は茨城県介護支援専門員協会のホームページにてお知らせいたしますので各受講日の前に必ずご確認ください。

17. お問い合わせ

お問い合わせは、必ずEメール、FAXでお願いいたします。

応募者が多数のため、お電話によるお問い合わせは、お受けできません。ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。数日内には返信させていただきます。

*質問内容によって、問い合わせ先が異なります。

研修に関するお問い合わせ先

一般社団法人 茨城県介護支援専門員協会 事務局

FAX 029-243-6264

Eメール ibarakicare1@carrot.ocn.ne.jp

登録の現状・登録地の移転・受講地変更に関するお問い合わせ先

茨城県福祉部 長寿福祉課

FAX 029-301-3348

Eメール chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

18. 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び専門員証の交付業務以外の目的に利用することはありません。

19. 身体障害者等に対する受講の特別措置について

必要な場合は、「申込書」の記入欄に○印を付け、簡潔に記入して下さい。

20. 更新申請について（取扱い：茨城県長寿福祉課）

研修を修了しただけでは専門員証の有効期間を更新できません。専門員証の更新申請を行って下さい。更新手続きには最大2ヶ月程度かかる場合がありますので、早めに申請してください。（申請時期によって有効期間が変わることはありません。）

なお、有効期間が切れた後の更新はできませんのでご注意ください。

よくある質問（開催通知において）

Q 1 どの研修を受ければよいかわからない。

8 ページの研修受講フローチャートで確認してください。

Q 2 専門研修課程Ⅱ・更新研修は受けなければならないか？

現在介護支援専門員として業務についている方や、現在の証の有効期間内において、1 度でも実務経験のある場合は、受講してください。なお、専門Ⅱと更新研修のカリキュラムは同じですが、有効期間満了日から 1 年未満の受講の場合は更新研修の扱いになります。

受講されない場合は、介護支援専門員証（以下「専門員証」といいます）の更新ができず、介護支援専門員として業務に就くことはできません。

Q 3 更新までに 1 年以上ある場合は今期は受講しなくてもよいのか？

来年度の実施時期が未定のため、令和 8 年 12 月末までに有効期間が満了する方は今期に受講してください。

Q 4 専門研修課程Ⅰ・Ⅱは受講済みだが、更新研修は受ける必要があるか？

平成 18 年度介護保険法の改正により、専門員証の更新制度が設けられました。専門員証を更新するには更新研修を受けなければなりません。しかし、実務従事者は、更新研修の課程に相当する研修（現任の介護支援専門員向けの専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ）を修了していれば、更新研修の受講は免除されます。（法 69 条の 8 第 2 項のただし書）

Q 5 専門研修課程Ⅰ・Ⅱの修了証明書を紛失してしまいました。再発行は可能ですか？

修了証明書の再発行はできません。しかし、修了証明書を発行したという証明書は出すことができます。なお証明書の発行については下記にお問い合わせください。

【受講年度】平成 21 年～・・・茨城県介護支援専門員協会（029-243-6261）

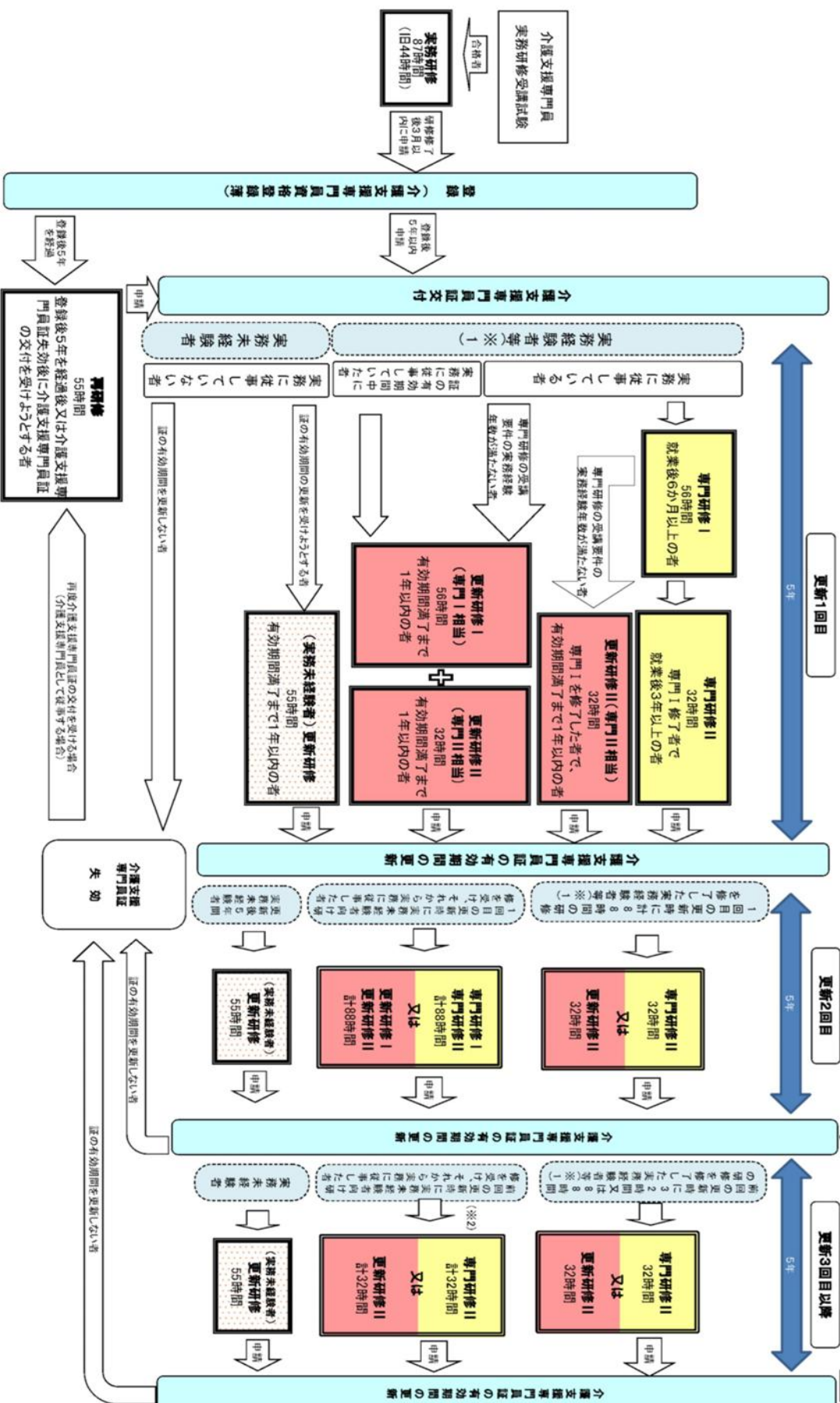
Q 6 勤務地が茨城県、介護支援専門員登録地が他県の場合は、茨城県で更新研修を受講できるか？

原則登録地での受講となります。茨城県での受講を希望する場合は、登録の移転を申請して下さい。ただし、やむを得ない理由があるときは、受講地変更の手続きを行い、茨城県で受講することも可能です。手続きについては実施要項の「9 登録の移転及び受講地の変更について 4 ページ」を参照のうえ、登録地の担当課にご相談ください。

介護支援専門員 研修受講フローチャート

令和6年4月1日現在

※主任研修及び主任更新研修は除く。
※登録が茨城県でない場合は、登録都道府県にお問合せください。
※このフロー図に当てはまらない状況の方は、個別に県までご相談ください。



(※1) 実務経験者等とは、介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者をいう。ただし、実務経験が浅い方(概ね6ヶ月以下)は更新研修(実務未経験者)の受講も可能。

(※2) 過去に専門研修 I または更新研修 I を修了している場合は、専門研修 II または更新研修 II の修了で更新可能。

令和 7 年度 茨城県介護支援専門員研修
専門Ⅱ・(実務経験者) 更新研修Ⅱ 日程表及び研修内容

研修内容（次ページカリキュラムもご確認ください）		研修形態
1 日目	・介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 ・ケアマネジメントの実践における倫理 ・リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	講義動画視聴
2 日目	・オリエンテーション	オンライン (1～10 班) 参集 (参集班のみ)
○ケアマネジメントにおける実践事例の研修及び発表		
3 日目	・生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	
4 日目	・脳血管疾患のある方のケアマネジメント	
5 日目	・認知症のある方及び家族を支えるケアマネジメント ・大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	
6 日目	・心疾患のある方のケアマネジメント ・誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	
7 日目	・看取り等における看護サービスの活用に関する事例 ・家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	

★各演習日前に講義動画視聴（1～2 時間）があります

	班	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
オンライン (Zoom ミーティング)	1 班	7/29(火)	8/18(月) AM	8/21(木) AM	8/25(月)	9/1(月)	9/8(月)
	2 班		8/18(月) PM	8/21(木) PM	8/26(火)	9/2(火)	9/9(火)
	3 班	7/30(水)	8/19(火) AM	8/22(金) AM	8/27(水)	9/3(水)	9/10(水)
	4 班		8/20(水) AM	8/22(金) PM	8/30(土)	9/6(土)	9/13(土)
	5 班	8/5(火)	9/16(火) AM	9/22(月) AM	9/25(木)	10/2(木)	10/9(木)
	6 班		9/16(火) PM	9/22(月) PM	9/26(金)	10/3(金)	10/10(金)
	7 班	8/6(水)	9/17(水) AM	9/24(水) AM	9/29(月)	10/7(火)	10/20(月)
	8 班		9/17(水) PM	9/24(水) PM	9/30(火)	10/14(火)	10/21(火)
	9 班	8/7(木)	10/1(水) AM	10/8(水) AM	10/15(水)	10/22(水)	10/28(火)
	10 班		10/1(水) PM	10/8(水) PM	10/17(金)	10/27(月)	10/30(木)
参集	参集班	8/27(水)	10/7(火) AM	10/20(月) AM	10/29(水)※	11/5(水)※	11/12(水)※

研修時間(予定)について

- ・ 2 日目 全班 10 : 45～12 : 00 (1 班～10 班 任意の接続テストは 9 : 10～9 : 45)
- ・ 3 ・ 4 日目 AM は 10 : 00～12 : 00 PM は 14 : 00～16 : 00
- ・ 5 ・ 6 日目 全班 13 : 00～17 : 00 ※参集班は 10 : 00～15 : 00
- ・ 7 日目 全班 13 : 00～17 : 30 ※参集班は 10 : 00～15 : 30

○受付は、研修時間の 30 分前から行います。ただし、2 日目のオリエンテーションの受付は、1 時間前より行います。

参集班の受付は、各日 15 分前から行います。

科 目	目 的	概 要	時間 数
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 ・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。	講義 3時間
ケアマネジメントの実践における倫理	高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等に関する動向を確認するとともに、ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題の振り返りを行い、実践のあり方の見直しを行う。	・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、人権の尊重、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 ・高齢者の権利擁護や意思決定支援（認知症、身寄りのない高齢者、看取りのケース等）に関する制度等に関する講義を行う。 ・倫理的な視点を含めたケアマネジメントの実践のあり方についての講義を行う。	講義 2時間
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たっての知識や関連職種との連携方法、インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントについて理解する。	・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義 2時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	・「適切なケアマネジメント手法」の基本的な考え方及び高齢者が有する疾患に関係なく想定される支援内容及び多職種との情報共有において必要な視点を整理した「基本ケア」について理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う ・各自が担当している事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「基本ケア」の内容を踏まえた事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義 2時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 脳血管疾患のある方のケアマネジメント	脳血管疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・脳血管疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」について理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う ・各自が担当している脳血管疾患がある方のケアマネジメント	講義 3時間

	また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	に関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（脳血管疾患がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	認知症の特徴や療養上の留意点、起こりやすい課題の理解を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 ・認知症に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う ・各自が担当している認知症等により生活障害がある方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（認知症がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義 4時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント	大腿骨頸部骨折の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	・大腿骨頸部骨折に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 ・各自が担当している大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（大腿骨頸部骨折がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義 3時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 心疾患のある方のケアマネジメント	心不全につながる心疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	・心疾患に特有な検討の視点や想定される支援内容を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う ・各自が担当している心疾患を有する方のケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（心疾患がある方のケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義 3時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	誤嚥性肺炎の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネ	・誤嚥性肺炎の予防における「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の重要性を再確認する講義を行う。 ・誤嚥性肺炎の予防における検討の視点や想定される支援内容	講義 3時間

誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	ジメントにおける留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を踏まえたアセスメントや居宅サービス計画等の作成ができ、他の事例にも対応できる知識・技術を修得する。	を整理した「適切なケアマネジメント手法」の「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を理解する。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 ・各自が担当している誤嚥性肺炎の予防のためのケアマネジメントに関する事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、「疾患別ケア（誤嚥性肺炎の予防のためのケア）」の内容を踏まえ、事例の分析、発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義 3時間
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例の特徴、関連する施策の内容や動向、対応する際の留意点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた家族への支援や他法他制度の活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・他法他制度（難病施策、高齢者虐待防止関連施策、障害者施策、生活困窮者施策、仕事と介護の両立支援施策、ヤングケアラー支援関連施策、重層的支援体制整備事業関連施策等）の活用が必要な事例の特徴、対応する際の留意点に関する講義を行う。 ・関連する他法他制度の内容や動向に関する講義を行う。 ・インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 ・各自が担当している家族への支援の視点や他法他制度の活用が必要な事例（居宅サービス計画等）を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。	講義 4時間

質 問 票

研修について：FAX 029—243—6264

（一般社団法人茨城県介護支援専門員協会 介護支援専門員研修係）

登録の現状・登録地の移転・受講地の変更について：

FAX 029—301—3348

（茨城県福祉部 長寿福祉課）

質問内容

連絡先

氏名 _____ 介護支援専門員登録番号 _____

事業所名 _____

住所 _____

（*日中連絡がつく番号を記載願います。）

FAX _____ TEL _____

メールアドレス _____

令和 7 年度茨城県介護支援専門員
専門研修Ⅱ・更新研修Ⅱ 受講申込書

- ＊ 枠内を記入または該当するところに○をつけてください。
 ＊ 修了証明書に関係しますので、手書きの場合は楷書ではっきりと記入してください。

※記入漏れなどがありますと希望班での受講が出来ないことがありますのでご注意ください。

令和 7 年 月 日

介護支援専門員証 登録番号(8桁)									有効期間 満了日	令和 年 月 日			
ふりがな 氏名									生年月日	昭和 年 月 日 平成 () 歳			
自宅住所	〒 —								性別	男 ・ 女	自宅電話		
											携帯電話		
登録地	都・道・府・県								基礎資格 (下記参照)				
現在介護支援専門員として従事していますか？ ※いいえの方は直近の勤務時期を記載してください。									はい ・ いいえ※ ※勤務時期 (年 月頃まで)				
専門研修Ⅱ・更新Ⅱ研修の受講回数は何回目ですか									はじめて ・ () 回目				
所属事業所種別：2 ページのア～クより選択して○を記入ください (介護支援専門員として従事している方のみ記入ください)									ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ク				
所属 事業所名									事業所 電話番号	()			
身体障害者等に対する特別措置の申請の有無									無 ・ 有 (内容をお書きください)				
介護支援専門員 の実務に従事し た期間	従事期間 年 月 介護支援専門員として従事した期間を記入してください。												
受講希望班	第 1 希望		班		第 2 希望		班		第 3 希望		班		
提出事例の希望テーマ ※P5 を参照して英字で記入	第 1 希望		第 2 希望		第 3 希望		第 4 希望		第 5 希望		第 6 希望		第 7 希望
基礎資格 (重複回答可) 右上欄に記載してください	①介護福祉士 ②社会福祉士 ③看護師 ④准看護師 ⑤保健師 ⑥医師 ⑦歯科医師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩言語聴覚士 ⑪薬剤師 ⑫管理栄養士 ⑬歯科衛生士 ⑭その他 ()												